資料 2 参考10

関係行政関連資料

(抜粋)

#### 目次

- (1) 利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会中間取りまとめ(平成24年8月)
- (2)「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」(環境省水・大 気環境局水環境課長通知)(平成24年9月11日付環水大水発第120911001号)
- (3)「ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について(通知)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)(平成24年9月11日付環廃産発第120911001号)
- (4)「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について」(環境省水・大気環境 局長通知)(平成24年10月1日付環水大水発第121001300号)
- (5) 平成 24 年度産業廃棄物処理委託に係る情報提供等のあり方本検討の概要(平成 24 年度産業廃棄物処理委託に係る情報提供等のあり方(WDS ガイドライン等)検討会(第1回)(平成 24 年 12 月 13 日)資料 2)
- (6) 埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱 (平成24年6月15日)
- (7) 群馬県におけるこれまでの対応
- (8) 安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会中間とりまとめ (案)(第4回安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会 (平成24年12月3日)資料2抜粋)

資料2

## 平成 24 年度 産業廃棄物処理委託に係る情報提供等のあり方 本検討の概要

#### 1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第 12 条第 6 項及び 12 条の 2 第 6 項において事業者が排出した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には委託基準に従わなければならないことが規定されている。

具体的な基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。) 及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において 定められているが、規則第8条の4の2第6号には、委託者の有する委託した産業廃 棄物の適正な処理のために必要な情報を提供することとされている。

この情報提供の参考として、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン —WDS ガイドライン—」を平成 18 年に策定し、廃棄物の適正な処理に必要な廃棄物情報を具体化・明確化するとともに、情報提供の方法を例示している。

しかし、平成24年5月に利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルム アルデヒドが検出された事例では、排出事業者から処理業者に委託した廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが伝達されず、適切な処理が行われなかったことが原因であると考えられている。

このような事案の再発の防止と、排出事業者から処理業者への情報伝達についての さらなる具体化・明確化を図るため、廃棄物処理法で規定される委託基準と WDS ガイ ドラインの改正等について検討を行うものである。

#### 2 業務内容

#### (1) WDS ガイドライン等検討会の設置・運営

産業廃棄物の処理委託時に契約書に記載すべき事項を明確に示すという観点で、 廃棄物処理法における現行 WDS ガイドラインの位置づけを整理し、廃棄物処理法で 規定される委託基準と WDS ガイドラインの改正等を検討することを目的として、廃 棄物処理等に関し専門的知識を有する学識経験者等により検討会を設置し、その運 営を行う。

さらに、この検討会においては、実態調査結果、最新の知見等をもとに排出事業者から処理業者への情報伝達のさらなる具体化・明確化を図ることを目的として、WDS ガイドラインの拡充についても検討するものとする。

- ① 委員数 9名程度
- ② 検討会開催回数:3回程度

#### (2) WDS ガイドラインの使用実態・普及状況等の調査

WDS ガイドラインの使用実態・普及状況等を把握するため、次の調査等を実施する。

- ① 産業廃棄物の排出事業者、処理業者へのアンケート調査 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、WDS ガイドラインの使用実 態・普及状況、廃棄物を原因とする事故等の発生状況等についてのアンケー ト調査を実施する(排出事業者100業者程度、処理業者50業者程度)。
- ② 産業廃棄物の排出事業者、処理業者へのヒアリング調査 アンケートに回答のあった排出事業者及び処理業者から、排出事業者5業 者程度、処理業者3業者程度を抽出して個別の事業場等を訪問し、WDSガイド ラインの使用状況、廃棄物を原因とする事故等の発生状況等についてヒアリ ング調査、化学物質を含む廃棄物の発生状況や処理状況等についての現地調 査を実施する。
- ③ 自治体へのアンケート調査

産業廃棄物に関する指導権限を有する都道府県・政令市(111 自治体)に対し、WDS ガイドラインの指導等での活用状況、改善点等についてのアンケート調査を実施する。

#### (3) 化学物質含有産業廃棄物に関する文献等調査

化学物質を含む廃棄物の発生状況、処理状況等に関する既存の文献について調査 を実施する。

また、化学物質を含む廃棄物を原因とする事故事例等についての資料調査を実施する。

調査の詳細については、検討会の意見を聞いた上で、定めるものとする。

#### (4) 委託基準、WDS ガイドラインの改正素案等の検討、作成

廃棄物処理法における現行 WDS ガイドラインの法的位置付けを整理し、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物委託基準及び WDS ガイドラインの改正の方向性等について検討し、改正素案を作成する。

#### 群馬県におけるこれまでの対応

- 1. ヘキサメチレンテトラミン等の適正管理について県内事業者団体及び廃棄物処理事業者に対し文書で注意喚起。(H24.6.1)
- 2. 群馬県独自の取り組みについて県環境審議会へ諮問(H24.6.18)(答申 H24.8.31)
- 3.「群馬県の生活環境を保全する条例」の改正(H24.12.28公布。H25.4.1施行) 群馬県環境審議会答申(H24.8.31)を受けて、次の改正を行った。
  - ① 公共用水域に多量に排出されることにより利水障害の原因となる化学物質等、水道水への影響が大きい物質(特定指定物質)について、事故を未然に防止するための管理の徹底と取扱量を県に報告する制度を創設。
  - ② 水道水への影響が大きい化学物質の排出抑制に関する普及啓発について県の努力義務を 規定。
- 3.「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」の改正及び「特定指定物質の適正な管理に関する指針」の策定(H25.1.18 群馬県環境審議会水質部会における審議内容)
  - ① 改正条例に定める特定指定物質として、水質汚濁防止法の指定物質であって水道水質基準項目に該当する 10 物質 (ホルムアルデヒド、クロロホルム、アルミニウム、塩素酸、臭素酸、マンガン、鉄、銅、亜鉛及びフェノール) 並びにヘキサメチレンテトラミンを対象とする。
  - ② 改正条例の対象となる事業者は、特定指定物質を概ね0.5トン程度以上製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する事業者とする。
  - ③ 特定指定物質の適正な管理に関する指針に定める事項
    - ア 特定指定物質の性状・量の把握
    - イ 特定指定物質を適正に管理するための設備等
    - ウ 管理体制の整備
    - エ 教育・情報共有
    - オ 事故発生時等の対応及び連絡体制の整備
- 4. ホルムアルデヒド生成能が疑われる物質を取り扱う県内事業所の指導

ホルムアルデヒド生成能が疑われる 85 物質を取り扱う県内事業所に対し、水質汚濁防止 法政令市(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市)と協力して、立入検査及び注意喚起を実施 (H24.7.6~7.31)。

今後も継続して実施予定。

5. 水質汚濁事故対応の見直し

浄水場で発見された異状に対しても、速やかに公共用水域の調査等を実施できるよう、「群馬県水質汚濁事故対応要綱」を改正 (H24.10.17 施行)。これに併せて、事故時の連絡体制についても見直しを行った。

(資料) 平成25年1月18日第3回群馬県環境審議会水質部会資料を元に作成

資料 5

## 群馬県の生活環境を保全する条例改正のイメージ

1 水質汚濁防止法の指定物質\*のうち水道水への影響が大きい化学物質とヘキサメチレ ンテトラミンについて

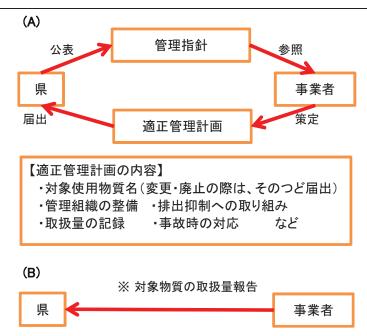
#### 【県環境審議会答申】

水道水への影響が大きい化学物質について、事故の未然防止と県内の使用実態の 把握に重点を置いた取り組みを行うことが適当。

## - 条例に規定する事項



- (1) 上記化学物質について、県が「管理指針」を策定し、公表する責務を規定。
- (2) 上記化学物質を年間一定量以上取り扱う事業者は、「管理指針」を参考に、「適 正管理計画」を策定し、県に届け出る義務を規定。
- (3) 上記事業者は、年間の取扱量を県に報告する義務を規定。
- (4) 上記(2)(3) について罰則は設けない。



2 水道水への影響が大きい化学物質全般について

#### 【県環境審議会答申】

水道水への影響が大きい化学物質の排出抑制に関する普及啓発に努めることが適当。

#### ・条例に規定する事項



水道水への影響が大きい化学物質の性状・管理の方法や環境への排出削減に対する県 民の理解を深めるための普及啓発について、県の努力義務を規定。

\* 現在56物質が規定されており、公共用水域への多量の流出など生活環境や人の健康への被害を及ぼすおそれ(水質汚濁事故)が生じた場合、事業者に対し応急の措置の実施と都道府県知事への報告が義務づけられている。

### 水道水への影響が大きい化学物質等

水道水質基準* 50物質(項目)				
その他		【水質汚濁防止法】 有害物質	【水質汚濁防止法】 指定物質	
19項目***	4物質	17物質	10物質***	HMT 1 物質
pH、一般細菌、大腸菌、大腸菌、ナトリウム、塩化物イオン、カルジウム・マケ、シシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イン界面活性剤、ジェオスミン、2ーメチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、TOC、味、臭気、色度、濁度 クロロ酢酸、ジグロロ酢酸、トリクロロ酢酸、		カト、ミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、六価クロム、シアン、ふつ素、ほう素、四塩化炭素、シス-1,2-ジ クロロエチレン、ジ クロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンセン、1,4-ジ オキサン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ホルムアルデ・ヒト、 クロロホルム、 アルミニウム、 塩素酸、 臭素酸、 マンカン、 鉄、 銅、 亜鉛、 フェノール	ヘキサメチレンテトラミン
	【水道水源法で対応】	【水質汚濁防止法による義務】 〇通常時	【水質汚濁防止法による義務】 〇通常時	
塩素消毒による消毒副生	・副次的生成物質による利水障害の防止が困難な	・排水基準の遵守義務	規定な	1
塩素信母による信母副生成物質や家庭からの生活 排水、停滞性水域でのプ		・測定義務 ・地字な記の記器の民間差数	   →   今回の条例改	
ランクトン類に由来する ものなど、工場・事業場 等における化学物質の規	・都道府県知事は指定水 域の水質保全に関する計	<ul><li>特定施設の設置の届出義務</li><li>地下浸透水の浸透の制限</li></ul>	届出制度等を	
制に馴染まないもの等	画を策定。	・施設の構造基準の遵守義務		
	・都道府県知事は、副次 的生成原因物質に係る排	・施設の定期点検の実施義務		
今回の条例改正により り	水基準等を定め、遵守さ れない時は必要な措置を	【水質汚濁防止法による義務】 〇事故時の措置		
普及啓発について 県の努力義務を規定	勧告・命令。	・事故発生時の応急措置	・事故発生時の応急	措置
	・現在、全国で指定水域 は存在していない。	・事故発生時の都道府県への 報告義務	・事故発生時の都道 義務	府県への報告

<sup>\*\*</sup>水道水が満たさなければならない基準であり、水道事業体等に検査の義務が課されている。

<sup>\*\*\*</sup>水質汚濁防止法の特定施設においては、pH、フェノール、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン(すべて生活環境項目)について、排水基準、測定・届出・事故時の措置が義務づけてられている。

資料7

## 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び 特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定について

#### 1 はじめに

平成24年5月に発生したホルムアルデヒドによる利根川水系の利水障害事案では1都4県の広範囲にわたり被害が拡大した。このような事故の再発防止に向け、平成24年8月31日の群馬県環境審議会答申に基づき「群馬県の生活環境を保全する条例」が改正された。

この条例改正を踏まえ「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」について所要の改正を行うとともに改正後の条例に規定された、特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定する。

また、平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令、同施行規則、排水基準を定める省令が改正され、有害物質が新たに追加された。これらの法令改正を踏まえ、「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」で定める排水基準についても同物質を新たに追加するため所要の改正を行う。

以下では、これらに関する考え方を示す。

# 2 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正に関する考え方(ホルムアルデヒド関連)

(1) 特定指定物質の定義について

改正後の「群馬県の生活環境を保全する条例」(以下「改正条例」という。)第47条の規定により、特定指定物質は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害等の原因となる化学物質であるとされる。

このため、特定指定物質は水質汚濁防止法の指定物質のうち、水道水質基準項目に該当する10物質について対象とすることが適当である。また、今般の利水障害事案の原因物質となった指定物質であるヘキサメチレンテトラミンについても、あわせて対象とすることが適当である。

(2) 特定指定物質取扱事業者の定義について

改正条例の対象となる事業者は、特定指定物質を一定量以上製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する事業者である。「一定量」とは、水質事故等により特定指定物質を含む水を流出させた際に、人の健康又は生活環境に係る被害や、利水障害等の原因となる程度の量であることが適当であり、今般の利根川水系における水質事故事案では、原因物質の流出量が0.6~4トンと推定されたことから、概ね0.5トン程度とすることが適当である。

(3) 適正管理計画の届出に必要な事項について

特定指定物質取扱事業者が届出を行う適正管理計画については、改正条例第48条第1項第1号から4号で規定する事項の他、届出を行う期限を規定することが適当である。この場合、特定指定物質取扱事業者が、その適正管理計画を作成するのに要する期間としては、概ね4ヶ月程度の期間とすることが適当である。

#### (4) 取扱量の把握方法について

特定指定物質取扱事業者が行う特定指定物質の取扱量の把握は、年間の取扱量について、その重量を把握する方法(濃度を乗じることにより把握する方法等を含む。)によることが適当である。

#### (5) 取扱量の届出に必要な事項について

改正条例第48条第3項で規定する届出に必要な事項としては、届出期限の他、 届出の頻度が考えられる。このうち届出期限については、今回の新たな制度に類似 した制度である「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に 関する法律」(PRTR法)の届出期限と同じく、取り扱い年度の翌年の6月30 日までとすることが、事業者の便宜から適当である。

また、今回の条例改正の趣旨は、特定指定物質による水質汚濁事故の未然防止であることから、一度届出を行った事業者は、その後の取扱量に著しい変動がある場合を除き、毎年度の届出を不要とすることも、事業者負担の軽減という観点から適当である。この場合の著しい変動とは、届け出た取扱量の概ね3割程度を目安とした増減とすることが適当である。

#### (6)変更及び廃止の届出に必要な事項について

改正条例第48条第4項で規定する変更及び廃止の届出に必要な事項としては、 届出期限が考えられる。届出期限については、変更及び廃止の事実が発生してから 1月程度の期間とすることが適当である。

#### (7) 秘密情報の取り扱い

適正管理計画の作成、届出制度の策定にあたっては事業者の秘密に属する情報の 扱いについて必要な配慮を行うことが適当である。

#### 3 特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定に関する考え方

#### (1) 指針の目的

改正条例第47条に規定する指針は、飲み水への影響が大きい化学物質(特定指定物質)について、工場又は事業場における適切な管理体制の整備等を促進し、水質事故の未然防止を図るとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対応するための体制を整備し被害の拡大を防止することを目的とするものとする。

#### (2) 管理指針の骨子(案)

管理指針は、アーオの5つの骨子により策定することが適当である。

#### ア 特定指定物質の性状・量の把握

特定指定物質取扱事業者は、取り扱う特定指定物質の性状、特に公共用水域等

の環境中に放出された場合の挙動等についての情報の収集に努めるとともに、取り扱う量についても常に把握するものとする。

#### イ 特定指定物質を適正に管理するための設備等

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質を保管、使用、廃棄に至る各段階に おいて水質汚濁事故を未然に防止するために必要な構造を有する設備等により適 正に管理するものとする。

- ・保管時における設備の構造等
- ・使用時における設備の構造等
- ・廃棄時における設備の構造等

#### ウ 管理体制の整備

特定指定物質取扱事業者は、その工場又は事業場において取り扱う特定指定物質の適正な管理を確実に実施するため、施設等の定期点検の方法、頻度、漏洩時の対応等について定めるとともに、責任者及び担当者を置くなど特定指定物質を扱う全ての部門において、特定指定物質を適正に管理するための組織体制を整備するものとする。

#### エ 教育・情報共有

特定指定物質取扱事業者は、すべての従事者に対して、化学物質の性状や管理 等について必要な教育及び訓練を継続的に実施するとともに情報の共有化に努め るものとする。

#### オ 事故発生時等の対応及び連絡体制の整備

特定指定物質取扱事業者は、特定指定物質の公共用水域への流出等の水質事故が発生した場合に備え、事故時に講じるべき応急の措置や非常時の連絡体制等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### (3) 付帯事項

ア 住民等とのリスクコミュニケーションに関する事項等

当指針では、特定指定物質の取り扱いに由来する利水障害等の環境に対するリスクの適正な管理のために、特定指定物質取扱事業者が実施する地域の行政や住民との情報の共有及び対話を通した相互理解を深める取り組みを、促進するための事項を含むことが適当である。

## 4 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部改正(水質汚濁防止法施行令改正 関係)

平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号)、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令(平成24年環境省令第14号)及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成24年環境省令第15号)が公布され、同年5月25日から施行されている。これにより、1,4-ジオキサンを有害物質に追加し、排水規制、地下浸透規制等が行われている。また、ト

ランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーを有害物質に追加することにより、これらの物質に係る地下浸透規制等についても行われている。

これらの法改正に伴い、下記のとおり群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める水質有害物質について追加を行い、また県内の公共用水域の保全を図るため県独自で定めた水質特定施設に適用される特定排出水規制基準値及び水質浄化基準値についても同様に追加することが適当である。

(1)水質有害物質(条例第2条第7項第1号)として追加する項目トランス-1,2-ジクロロエチレン塩化ビニルモノマー1,4-ジオキサン

(2) 特定排出水規制基準(条例第31条第1項)として新たに追加する項目、基準値及び測定方法

項目	基 準 値	測定方法
1,4-ジオキサン	0.5mg/1以下	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年環境庁告示第59号)付表 7に掲げる方法

(3) 水質浄化基準(条例第44条第1号)として新たに追加する項目及び基準値及び 測定方法

項目	基準値	測 定 方 法
1,2-ジクロロエチ レン(シス体とトラン ス体の和)	0.04mg/1以下	シス体にあっては日本工業規格(以下「規格」という。) K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1以下	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号) 付表に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/1以下	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年環境庁告示第59号)付表 7に掲げる方法

## 安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について中間とりまとめ(案)(平成24年12月3日) (抜粋)

#### Ⅲ 今後のあり方

#### 4. 流域の視点が必要な河川の管理としての新たな対応

東北地方太平洋沖地震による津波災害の経験を踏まえ、新たに津波防災地域づくりの制度が整備され、河川管理者、海岸管理者、地方公共団体等が一体となった防災・減災対策の取組が始まっており、地域一体の取組は様々な分野でますます重要となっている。昨年の新潟・福島豪雨、台風12号、15号による水害、本年の九州の豪雨災害等、現在の治水施設の能力を超える洪水が頻発しており、加えて地球温暖化による気候変化の影響も懸念されている。

これまで治水対策は流域における上下流、左右岸のバランスを考慮しながら計画的に進められてきたが、最近の状況下では、現在の治水施設の能力を超える洪水を視野に入れた河川の管理と流域全体の防災力のあり方を、総合的に検討することも求められる。

また、河川は、流域に張りめぐらされた線状の管理区域を有することが特徴であり、それ故、流域で生じる様々な課題に河川の管理が中心的な役割を果たすことが期待されている。

例えば、利根川で広域にわたって水道取水に影響を生じた本年の水質事故事案に鑑みると、流域における安全な水質の確保に当たって関係機関の情報共有体制の強化が必要であり、水質事故をはじめとする緊急事態に当たっては関係機関と連携して迅速な対応が可能となる体制の強化が必要である。また、関東地域において河川の持つ水面や水環境を基本とした広範な河川環境のネットワークを構築する取組が地域の市町村等を中心に河川管理者との連携のもと進められている。こうした、広域的な関係機関が関わるエコロジカル・ネットワークづくりでは、プロジェクトを牽引する役割を担う者が必要とされており、河川が流域の生態系ネットワークの形成において中核となることから、河川管理者が中心的な役割を果たすよう期待されている。このように、流域における複数の地方公共団体や関係機関にまたがる事案について、河川管理者が流域・地域をつなぐ連携強化の中心的な役割を果たすことも十分に考えられる。

以上のように、近年の自然条件の変化や新たな社会的要請に対応し、河川の管理として検討すべき新たな対応については、さらに本委員会において議論する。